

東京都建築、機械設備、電気設備工事標準仕様書の改正について

1 工事標準仕様書について

- ・東京都の工事における標準的な仕様を規定するものである。
- ・各工事の具体的な仕様については、標準仕様書を基本に各工事の特記仕様書で定める。

2 改正の経緯

- ・東京都の建築、機械、電気の各工事標準仕様書は、社会情勢の変化、関係法令等の改正及び材料・施工技術の革新等に対応すべく、平成 14 年 4 月版までほぼ 4 年サイクルで改正してきた。（現行は平成 20 年 4 月版）
- ・その後、仕様の標準化、新技術、新工法の開発が進むと共に、環境負荷低減、事故防止対策などから、建築基準法をはじめとする関係法令、規格等が改正された。
- ・一方、国交省においては、平成 18 年 3 月の関係省庁連絡会議において、公共建築工事標準仕様書等の統一基準の改定周期を 3 年とすることが決定され、平成 22 年 4 月に公共建築工事標準仕様書が改定された。
- ・都として、こうした動きに的確に対応するため、建築、機械設備及び電気設備の各工事標準仕様書を平成 23 年 4 月版として、改正する。

3 改正方針

(1) 品質管理の向上及びコスト縮減に資する仕様の標準化

適切な品質管理及びコスト縮減を行うため、作業の合理性・妥当性を検討し、工事仕様の標準化・合理化を行った。

(2) 地球環境等への配慮

環境負荷低減に資する工法及び材料の選定、揮発性有機化合物を放散する材料の規制、アスベスト含有建材の使用禁止並びに「省エネ東京仕様 2007」への対応等地球環境保全及び生活環境の向上への対応を行った。

(3) 建築基準法等各種法令等への整合

建築基準法施行令の改正、JIS 及び JASS 等の規格の改正に伴い、必要な見直しを行った。

(4) 技術革新への対応及び施工実態の反映

各局工事主管課、建設業団体及び材料製造業団体等からの情報や意見をもとに、新技術及び施工実態等に適切に対応するため、必要な見直しを行った。

(5) 都の重要施策への対応

ユニバーサルデザイン、震災対策等の重要施策へ適切に対応するため、必要な見直しを行った。